

青森県内水面漁場計画

I 漁業権に関する事項

1 公示番号 内共第1号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の笹内川本支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 西津軽郡深浦町大字沢辺、大字正道尻、大字岩崎、大字森山、大字松神及び大字黒崎
- (6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

2 公示番号 内共第2号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の吾妻川本支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 西津軽郡深浦町大字深浦及び大字広戸
- (6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

3 公示番号 内共第3号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の追良瀬川本支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 西津軽郡深浦町大字追良瀬
- (6) 条 件 やなにより水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
 - ① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。
 - ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

4 公示番号 内共第4号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の大童子川橋(深浦町大字岩坂宇大童子川国有林 2017 林班と2024 林班の林班界)下流端までの大童子川本支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 西津軽郡深浦町大字岩坂、大字柳田及び大字関字小島崎

5 公示番号 内共第5号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡鯉ヶ沢町地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の赤石川本支流
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 西津軽郡鯉ヶ沢町大字赤石町、大字日照田町、大字姥袋町、大字種里町、大字鬼袋町、大字一ツ森町、大字深谷町、大字小森町、大字館前町及び大字南金沢町

6 公示番号 内共第6号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡鰯ヶ沢町地内
 (2) 漁場の区域 中村川本流のうち、次のア、イ、ウ及びエの区域
 ア 中村川本流のうち、滝淵堰堤の下流 200メートルの地点から下流の区域
 イ 馬久前沢川本流
 ウ 徳明川本流のうち、西岩木山林道との交差点から下流の区域
 エ 白沢本流のうち、西岩木山林道との交差点から下流の区域

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町、大字浜横沢町、大字芦菔町、大字松代町、大字長平町、大字舞戸町、大字田中町、大字七ツ石町、大字本町、大字新町、大字漁師町、大字富根町、大字浜町及び大字淀町

7 公示番号 内共第7号

- (1) 漁場の位置 つがる市地内
 (2) 漁場の区域 平滝沼
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡木造町の区域に限る。)

8 公示番号 内共第8号

- (1) 漁場の位置 五所川原市地内
 (2) 漁場の区域 前潟、セバト沼、これらを連結する水路及びセバト沼と明神沼を連結する水路
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)
 (6) 条件 青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。

9 公示番号 内共第9号

- (1) 漁場の位置 五所川原市地内
 (2) 漁場の区域 前潟、セバト沼、明神沼及びこれらに連結する水路
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)
 (6) 条件 青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。

10 公示番号 内共第10号

- (1) 漁場の位置 五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内
 (2) 漁場の区域 十三湖
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村の区域に限る。)及び北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)
 (6) 条件 青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。

11 公示番号 内共第11号

- (1) 漁場の位置 五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内
 (2) 漁場の区域 十三湖及び唐川
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村の区域に限る。)及び北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)

(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

12 公示番号 内共第12号

- (1) 漁場の位置 五所川原市及びつがる市地内
 (2) 漁場の区域 河口から上流の田光沼までの山田川本流、田光沼及び田光沼から上流の妙堂川との合流点までの山田川本支流

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村、木造町及び稲垣村の区域に限る。)
 (6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

13 公示番号 内共第13号

- (1) 漁場の位置 五所川原市、つがる市、北津軽郡中泊町、鶴田町、板柳町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町及び弘前市地内
 (2) 漁場の区域 河口から上流の平川との合流点までの岩木川本流及び平川との合流点から上流の岩木川本支流。ただし、後長根川を除く。

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	
	こい漁業	
	ふな漁業	
	いわな漁業	
	うぐい漁業	
	かじか漁業	
	かわやつめ漁業 さくらます漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧五所川原市の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧木造町、柏村、稲垣村及び車力村の区域に限る。)、北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)、鶴田町、板柳町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町(平成17年3月27日における旧藤崎町の区域に限る。))及び弘前市
 (6) 条 件 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな3カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、

次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。

- ① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

14 公示番号 内共第14号

- (1) 漁場の位置 南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市及び弘前市地内
 (2) 漁場の区域 平川と岩木川との合流点から上流の平川本支流。ただし、平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川を除く。

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市及び弘前市(平成17年2月26日における旧弘前市の区域に限る。)
 (6) 条 件 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
 ① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

15 公示番号 内共第15号

- (1) 漁場の位置 黒石市、平川市及び南津軽郡田舎館村地内
 (2) 漁場の区域 平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川本支流
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで

	ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 にじます漁業 かじか漁業	
--	---	--

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 黒石市、平川市及び南津軽郡田舎館村
(6) 条件 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
① 施設は、河川流幅の2分の1以内であること。
② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

16 公示番号 内共第16号

- (1) 漁場の位置 五所川原市地内
(2) 漁場の区域 岩木川と旧十川との合流点から上流の旧十川と十川との合流点までの間の旧十川(金木川、小田川、飯詰川を含む。)
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 北津軽郡鶴田町及び五所川原市(平成17年3月27日における旧五所川原市及び金木町の区域に限る。)
(6) 条件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

17 公示番号 内共第17号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町地内
(2) 漁場の区域 増川川本支流のうち次のア、イ、ウ及びエの区域
ア 河口から上流の増川川本流
イ 増川川支流の理右衛門沢のうち、八木沢との合流点から100メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで
ウ 増川川支流の南股沢のうち、平五郎沢との合流点まで
エ 増川川支流の西股沢のうち、堤沢との合流点から20メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町(平成17年3月27日における旧三厩村の区域に限る。)

18 公示番号 内共第18号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡今別町地内
(2) 漁場の区域 今別川本支流のうち次のア、イ、ウ及びエの区域
ア 今別川本流のうち、母沢治山ダム(今別営林署施工、昭和37年竣工)から下流の区域
イ 上股川のうち、上股沢治山ダム(今別営林署施工、昭和50年10月31日竣工)から下流の区域
ウ 槌菱沢のうち、槌菱沢治山ダム(今別営林署施工、昭和55年9月26日竣工)から下流の区域
エ 安兵衛川のうち、長沢との合流点から下流の区域

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 東津軽郡今別町

19 公示番号 内共第19号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の蟹田川本支流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町(平成17年3月27日における旧蟹田町の区域に限る。)
 (6) 条件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

20 公示番号 内共第20号

- (1) 漁場の位置 青森市地内
 (2) 漁場の区域 堤川と合子沢川との合流点から上流の合子沢川本支流
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森市大字牛館、大字新町野、大字合子沢、大字田茂木野、大字雲谷、大字横内、大字野尻、大字四ツ石及び大字大矢沢
 (6) 条件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

21 公示番号 内共第21号

- (1) 漁場の位置 青森市地内
 (2) 漁場の区域 野内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ及びオの区域
 ア 野内川本流のうち、河口から上流の赤沢1号砂防堰堤まで
 イ 平沢のうち、野内川本流との合流点から上流の東滝沢山国有林349林班はまで
 ウ カバハギ沢のうち、野内川本流との合流点から上流の東滝沢山国有林351林班い1小班の下流端まで
 エ 下折紙沢のうち、野内川本流との合流点から上流の下折紙沢H12 治山ダムまで
 オ 小川目沢のうち、野内川本流との合流点から北滝沢山国有林335林班い1小班のケンネグラ2号砂防堰堤まで

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 青森市

22 公示番号 内共第22号

- (1) 漁場の位置 上北郡野辺地町及び東北町地内

- (2) 漁場の区域 野辺地川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの区域
 ア 河口から上流の野辺地川本流
 イ 清水目川のうち、東北町字添ノ沢国有林1055林班、1056林班及び1057林班の境から400メートル上流までの間の区域
 ウ 添ノ沢のうち、野辺地川荒廃砂防堰堤までの間の区域
 エ 与田川のうち、当該河川に架かる青い森鉄道線(下り線)から400メートル上流までの間の区域
 オ 枇杷野川のうち、枇杷野川第1号堰堤までの間の区域
 カ 二本木川のうち、当該河川に架かる青い森鉄道線(下り線)から1,000メートル上流までの間の区域

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 上北郡野辺地町及び東北町(平成17年3月30日における旧東北町の区域に限る。)

23 公示番号 内共第23号

- (1) 漁場の位置 むつ市地内
 (2) 漁場の区域 川内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの区域
 ア 河口から上流の川内川本流のうち、滝ノ沢との合流点まで
 イ 八木沢のうち、鬼目沢との合流点まで
 ウ 小倉平沢のうち、助作沢との合流点まで
 エ 和白沢のうち、小股沢との合流点まで
 オ 中川のうち、乙部沢との合流点まで
 カ 桂沢(中川との合流点から立石沢との合流点まで)
 キ 荒川のうち、障子滝沢との合流点まで
 ク 矢櫃川のうち、トウス沢との合流点まで
 ケ 新九郎沢のうち国有林846林班、848林班及び849林班の境まで
 コ 湯野川(川内川本流との合流点から砥石沢との合流点まで)
 サ 湯野小川のうち、冷水沢との合流点まで
 シ 新助沢のうち、ツナサガリ沢との合流点まで
 ス 砥石沢のうち、五階滝沢との合流点まで
 セ 三九部川のうち、カモリ沢との合流点まで
 ソ 田ノ沢(湯野川との合流点からクロヒバ沢との合流点まで)

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 むつ市(平成17年3月13日における旧川内町の区域に限る。)

24 公示番号 内共第24号

- (1) 漁場の位置 下北郡風間浦村地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の目滝川本支流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡風間浦村大字易国間
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

25 公示番号 内共第25号

- (1) 漁場の位置 下北郡風間浦村地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の易国間川本支流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡風間浦村大字易国間
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

26 公示番号 内共第26号

- (1) 漁場の位置 むつ市地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の大畑川本支流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 むつ市(平成17年3月13日における旧大畑町の区域に限る。)
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

27 公示番号 内共第27号

- (1) 漁場の位置 下北郡東通村大字野牛地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の野牛川本流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡東通村大字野牛
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

28 公示番号 内共第28号

- (1) 漁場の位置 下北郡東通村地内
(2) 漁場の区域 大沼
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	こい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡東通村大字猿ヶ森

29 公示番号 内共第29号

- (1) 漁場の位置 下北郡東通村地内
(2) 漁場の区域 左京沼
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	こい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡東通村大字猿ヶ森

30 公示番号 内共第30号

- (1) 漁場の位置 下北郡東通村地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の小老部川本支流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡東通村大字白糖
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

31 公示番号 内共第31号

- (1) 漁場の位置 下北郡東通村地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の老部川本支流
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 下北郡東通村大字白糖
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

32 公示番号 内共第32号

- (1) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の老部川本支流

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 上北郡六ヶ所村
(6) 条 件 やなにより水産動物を採捕してはならない。

33 公示番号 内共第33号

- (1) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村及び三沢市地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の高瀬川本支流。ただし、高瀬川放水路を除く。
高瀬川本流については、次のア及びイを結んだ直線までの区域とする。
ア 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱
イ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 上北郡六ヶ所村及び三沢市

34 公示番号 内共第34号

- (1) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村及び三沢市地内
(2) 漁場の区域 河口から上流の高瀬川本支流、市柳沼及び田面木沼。ただし、高瀬川本流については、次のア及びイを結んだ直線までの区域とする。
ア 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱
イ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
(5) 関係地区 上北郡六ヶ所村及び三沢市
(6) 条 件 高瀬川以外の水路においては、やなにより水産動物を採捕してはならない。

35 公示番号 内共第35号

- (1) 漁場の位置 上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市地内
- (2) 漁場の区域 小川原湖(内沼を除く。)
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市

36 公示番号 内共第36号

- (1) 漁場の位置 上北郡東北町、七戸町、六ヶ所村及び三沢市地内
- (2) 漁場の区域 小川原湖、内沼、姉沼、花切川、砂土路川及び七戸川。ただし、砂土路川については、河口から上北郡東北町と十和田市との境までの間の区域、七戸川については、次のア、イ、ウ、エ及びオの区域とする。
 ア 河口から上流の七戸川本流
 イ 七戸川支流の作田川のうち、澗上沢コンクリート治山堰堤(昭和47年8月24日、青森営林局施工)の下流端まで
 ウ 七戸川支流の和田川のうち、北股沢と南股沢との合流点付近に設置されている砂防堰堤(工事番号963号、昭和27年青森県施工)の下流端まで
 エ 七戸川支流の道地川のうち、上北郡七戸町字道地70番地2号に設置した標柱まで
 オ 七戸川支流の大林川及び大林川の北川目(上北郡七戸町字唐松96番地に設置した標柱まで)並びに大林川の南川目(上北郡七戸町字野左掛90番地3号に設置した標柱まで)

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 上北郡七戸町(平成17年3月30日における旧七戸町の区域に限る。)、東北町、六ヶ所村及び三沢市
- (6) 条件 七戸川と坪川の合流点から上流の七戸川本支流以外においては、やなにより

水産動物を採捕してはならない。

37 公示番号 内共第37号

- (1) 漁場の位置 上北郡おいらせ町、六戸町、十和田市及び八戸市地内
- (2) 漁場の区域 河口から上流の奥入瀬川本支流及び明神川。ただし、銚子大滝から上流の区域及び稲生川を除く。
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業 にじます漁業 うなぎ漁業 さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 上北郡おいらせ町、六戸町、十和田市及び八戸市(平成17年3月30日における旧八戸市の区域に限る。)
- (6) 条件 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限る。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

38 公示番号 内共第38号

- (1) 漁場の位置 十和田市地内
- (2) 漁場の区域 薦沼
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	ひめます漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 十和田市

39 公示番号 内共第39号

- (1) 漁場の位置 八戸市、三戸郡南部町、三戸町、田子町、五戸町及び新郷村地内

- (2) 漁場の区域 河口から上流の尻内橋下流端までの馬淵川本流及び尻内橋下流端から上流の馬淵川本支流。ただし、(左岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉 51 の2地先(右岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉 50 地先を上流端とする新設浅水川放水路と馬淵川本流との合流点までの区域を除く。河口を八太郎大橋下流端とする。

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 八戸市、三戸郡南部町、三戸町及び田子町
 (6) 条件 やなにより、水産動物を採捕する場合は、点甲及び乙を結んだ直線から上流の馬淵川本支流の区域内において、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限り、ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
 甲 平成17年12月31日における旧三戸郡名川町と南部町の境界
 乙 甲から327度の線と対岸との交点

40 公示番号 内共第40号

- (1) 漁場の位置 八戸市及び三戸郡塔上町地内
 (2) 漁場の区域 次のア及びイを結ぶ直線から上流の新井田川本支流
 ア 川口神社中心点
 イ 河原木河口護岸西方延長線上、新井田川左岸との交点
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第5種共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
	いわな漁業 うぐい漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 (5) 関係地区 八戸市
 (6) 条件 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限り、ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

41 公示番号 内区第1号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
 (2) 漁場の区域 王池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連結する水路
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

42 公示番号 内区第2号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
 (2) 漁場の区域 鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連結する水路
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

43 公示番号 内区第3号

- (1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
 (2) 漁場の区域 日暮ノ池
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

44 公示番号 内区第4号

(1) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内

(2) 漁場の区域 沸壺ノ池

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

II 類似漁業権以外の漁業権

内共第21号、内共第36号、内区第2号、内区第3号、内区第4号